

イコモスの評価結果及び勧告の概要

(「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連資産群)

① 顕著な普遍的価値 (OUV) について

沖ノ島は、古代祭祀の記録を保存する類まれな「収蔵庫」であり、4世紀から9世紀末まで行われた日本列島と朝鮮半島及びアジア大陸との活発な交流に伴う航海安全祈願のための祭祀の在り方を示す証左である。沖ノ島は、宗像大社の一部となった後も、今日まで「神宿る島」として継承されてきた。

独特の地形学的特徴をもち、膨大な数の奉獻品が位置もそのままに遺存する祭祀遺跡が所在する沖ノ島総体によって、この島で行われた500年にもわたる祭祀の在り方が如実に示されている。沖ノ島の原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった岩礁、文書に記録された祭祀行為及び沖ノ島にまつわる禁忌、九州本土及び大島から開けた沖ノ島への眺望もまた、交易の変遷及び信仰の土着化によってその後何世紀もの間に信仰行為や信仰の意味が変容したにもかかわらず、「神宿る島」沖ノ島の聖性が維持されてきたことを示している。

② 完全性について

イコモスは資産全体が国レベルで十分な法的保護が担保されていることを認める。構成資産は全体としてOUVがあることを証明しておらず、沖ノ島と3つの岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）のみに認められると考える。

③ 真実性について

イコモスは古代祭祀の考古学的物証を示す沖ノ島にのみ真実性が証明されるものとする。

④ 比較研究について

イコモスは、一連の宗像大社の資産や宗像氏の寄与を示す古墳群の価値は、国家的なものであり、地域や世界的な価値とは認められないものとする。よって比較研究によって沖ノ島のみが世界遺産一覧への記載に十分な正当性が証明されたと考える。

⑤ 評価基準の適用について

- ・ 基準 (ii) について

イコモスはこの評価基準が資産全体に対してではなく、沖ノ島及び3つの岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）にのみ正当化されていると考える。

・基準 (iii) について

イコモスはこの評価基準が資産全体に対してではなく、沖ノ島及び3つの岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）にのみ正当化されていると考える。

・基準 (vi) について

イコモスはこの評価基準が資産全体だけではなく沖ノ島に対しても正当化されていないと考える。

⑥ 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に与える主な懸念は、自然災害、洋上の発電施設の潜在的な開発、違法な上陸やクルーズ船の来訪にあると考える。各種の事業計画が策定される前に遺産影響評価を実施し、世界遺産委員会とイコモスに提出することを求める。

⑦ 保存管理について（資産範囲、緩衝地帯（バッファー・ゾーン）、保護措置、管理運営）

イコモスは、各資産は法的に保護が担保されており、保存対策や観測体制は適切であると考えます。資産範囲については、沖ノ島と3つの岩礁に対しては適正である。緩衝地帯の範囲は南東角を除いては適正である。

⑧ 勧告

イコモスは、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の8つの構成資産のうち、沖ノ島及び3つの岩礁（小屋島・御門柱・天狗岩）の4つを、評価基準(ii)及び(iii)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 資産名を「『神宿る島』沖ノ島」とすること。
- b) 「保存活用協議会」を設立し、資産の所有者代表を参画させること。
- c) 他の関係者の役割及び彼らによる管理体系を明確化し、資産の管理において彼らが効果的に共同できるようにすること。
- d) 洋上または陸上における風力発電施設の建設について、「適切に制限されている」とするだけでなく、資産範囲及び緩衝地帯、さらには資産範囲外であっても構成資産の視覚的完全性に影響を及ぼしうる範囲において、完全に禁止すること。
- e) 遺産影響評価の手法を管理システムに組み込むこと。
- f) 計画中の開発事業のうち、資産のOUV及び属性に影響を及ぼしうるものについては遺産影響評価を行い、その結果について世界遺産委員会及びイコモ

(別添)

スにおいて検討できるよう、事業の承認及び着手にかかるあらゆる最終決断が行われる前に報告すること。

- g) 緩衝地帯の東南角に位置する山体について、山頂を緩衝地帯内に含むこと。
- h) 沖ノ島に対する違法な上陸及び船舶の接近の増加が懸念される点について考慮すること。